

自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

●自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるべく、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでおります。そのため内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成21年3月末における自己資本比率は22.76%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金、回転出資金により調達しております。

(単位：百万円)

	19年度	20年度	増減額
普通出資金による調達額	7,985	7,985	0
後配出資金による調達額	9,440	14,129	4,689
回転出資金による調達額	952	977	24
合計	18,378	23,092	4,713

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備えるため、自己資本拡充計画を策定し、平成20年度は、永久劣後借入金112億円、後配出資金43億円を府内JAより調達しました。

平成21年度から22年度についても、引き続き内部留保に加えて、自己資本拡充計画に基づき、後配出資金86億円を府内JAより調達する予定です。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しております。また、これに基づき、信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めております。

(1) 自己資本の構成

平成21年3月31日現在

(単位：百万円)

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
出 資 金	17,426	22,115	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
うち後配出資金	9,440	14,129	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
回 転 出 資 金	952	977	期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	—	—
再 評 価 積 立 金	1	1	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
資 本 準 備 金	—	—	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス	202	25
利 益 準 備 金	7,745	7,837	控 除 項 目 不 算 入 額	△—	△—
電 算 対 策 積 立 金	1,300	1,300	控除項目計(D)	202	25
特 別 積 立 金	8,350	8,350	自己資本額(C-D)(E)	37,846	56,877
次 期 繰 越 剰 余 金 (又は次期繰越損失金)	2,109	2,033	資産(オン・バランス)項目	219,088	243,101
処 分 未 済 持 分	△—	△—	オフ・バランス取引等項目	1,310	858
その他有価証券の評価差損	△3,220	—	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	5,669	5,929
営 業 権 相 当 額	△—	△—	リスク・アセット等計(F)	226,068	249,890
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△—	△—	補完的項目不算入額	△—	△—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△—	△—	補完的項目計(B)	3,384	14,288
基本的項目計(A)	34,664	42,613	自己資本総額(A+B)(C)	38,048	56,902
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—	Tier1比率(A/F)	15.33%	17.05%
一 般 貸 倒 引 当 金	—	126	自己資本比率(E/F)	16.74%	22.76%
相 互 援 助 積 立 金	871	995			
負債性資本調達手段等	2,513	13,167			
負債性資本調達手段	—	11,204			
期限付劣後債務	2,513	1,963			
補完的項目不算入額	△—	△—			
補完的項目計(B)	3,384	14,288			
自己資本総額(A+B)(C)	38,048	56,902			

(注) 1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。

なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

3. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示(平成20年金融庁・農水省告示第22号)」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券の評価差損」は「—」(ハイフン)で記載しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	19年度			20年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	96,932	—	—	94,014	—	—
我が国の地方公共団体向け	40,930	—	—	47,695	—	—
地方公営企業等金融機構及び 我が国の政府関係機関向け	829	47	1	1,427	142	5
地方三公社向け	5,269	95	3	4,200	—	—
金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	610,895	132,685	5,307	610,092	144,595	5,783
法人等向け	67,482	41,407	1,656	64,539	38,702	1,548
中小企業等向け及び 個人向け	91	56	2	95	60	2
抵当権付住宅ローン	333	114	4	301	103	4
不動産取得等事業向け	3,397	3,203	128	2,922	2,721	108
三月以上延滞等	275	289	11	392	180	7
信用保証協会等による 保証付	259	25	1	226	22	0
出資等	37,128	37,128	1,485	52,701	52,701	2,108
複数の資産を裏付とする 資産(所謂ファンド) のうち、個々の資産の 把握が困難な資産	185	964	38	55	481	19
証券化	925	471	18	206	227	9
上記以外	5,911	3,908	156	5,588	4,019	160
エクスポージャー別計	870,847	220,398	8,815	884,460	243,960	9,758
オペレーショナル・ リスクに対する所要 自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a		所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	5,669		226	5,929		237
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	226,068		9,042	249,890		9,995

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
 6. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

2. 信用リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクについては、業種・大口集中等の回避によりリスクを軽減するなど、信用リスクの適切な管理を行うことにより、リスク量に見合う収益の確保に努めています。

具体的には、理事会で定めた「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル（市場リスク・信用リスク編）」に基づいて、リスク管理課において適切なリスク管理を行っており、リスク管理委員会を四半期毎に開催し、当社が保有するリスク量やリスク内容の報告及び対応方針の検討を行っています。

また、当社における貸倒引当金の計上は、「資産の評価および償却・引当細則」に基づき自己査定結果をもとに以下の通り計上しています。

正常先・要注意先	債権額に予想損失率を乗じた額を一般貸倒引当金へ繰り入れる。
破綻懸念先	Ⅲ分類額からキャッシュフローによる回収可能額を控除した残額、若しくはⅢ分類額に予想損失率を乗じた額を個別貸倒引当金へ繰り入れる。
実質破綻先・破綻先	Ⅲ分類額及びⅣ分類額について、全額を個別貸倒引当金への繰入又は直接償却を行う。

※ 予想損失率：貸倒実績率に一定の修正を加えて算出した率

● 標準的手法に関する事項

当社では、自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額を告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次の通りです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又は
 カントリー・リスク・スコアは以下の通りです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク ・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向け エクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向け エクスポージャー		日本貿易保険
法人等向け エクスポージャー（長期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向け エクスポージャー（短期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	19年度					20年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	831,432	93,090	161,137	—	275	855,672	96,492	200,737	—	277
国外	38,489	—	37,481	—	—	28,582	—	28,300	—	—
地域別残高計	869,922	93,090	198,619	—	275	884,254	96,492	229,037	—	277
法人	農業	102	102	—	—	126	126	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	11,501	4,751	4,406	—	12,456	5,633	4,683	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	11,209	10,851	357	—	83	10,750	10,728	—	68
	電気・ガス・熱供給・水道業	4,435	4,002	—	—	—	4,183	4,001	—	—
	運輸・通信業	4,048	2,743	401	—	—	5,208	4,403	200	—
	金融・保険業	664,163	34,229	104,601	—	—	675,889	37,999	134,346	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	32,035	29,753	1,091	—	—	28,801	26,470	992	—
	日本国政府・地方公共団体	108,054	3,591	68,626	—	—	118,904	4,367	74,245	—
上記以外	26,781	80	19,134	—	188	19,569	70	14,568	—	
個人	2,984	2,984	—	—	2	2,690	2,690	—	—	8
その他	4,605	—	—	—	—	5,673	—	—	—	—
業種別残高計	869,922	93,090	198,619	—	275	884,254	96,492	229,037	—	277
1年以下	521,509	10,625	14,978	—	—	489,213	14,667	16,447	—	—
1年超3年以下	60,818	26,550	34,267	—	—	71,423	24,267	47,156	—	—
3年超5年以下	85,281	24,488	56,544	—	—	93,361	21,533	61,910	—	—
5年超7年以下	39,050	12,647	14,465	—	—	30,887	10,500	7,644	—	—
7年超10年以下	37,226	4,937	14,332	—	—	67,484	3,015	47,002	—	—
10年超	77,185	13,154	64,031	—	—	70,852	21,976	48,875	—	—
期限の定めのないもの	48,852	686	—	—	—	61,031	531	—	—	—
残存期間別残高計	869,922	93,090	198,619	—	—	884,254	96,492	229,037	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。当会については、受益証券、金銭の信託において保有しておりますが、記載については省略しております。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	19年度					20年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	126	-	-	126
個別貸倒引当金	464	512	-	464	512	512	691	-	512	691

b. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		19年度						20年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
目的使用	その他	目的使用	その他	目的使用	その他								
法 人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・ 不動産業	82	79	-	82	79	-	79	189	-	79	189	-
	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・ 通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・ 保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・ 飲食・ サービス業	153	312	-	153	312	-	312	383	-	312	383	-
上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個人	229	120	-	229	120	-	120	117	-	120	117	-	
業種別計	464	512	-	464	512	-	512	691	-	512	691	-	

(注) 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別(国内・国外)の開示を省略しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

		19年度			20年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	0%	—	147,020	147,020	—	149,623	149,623
	10%	—	760	760	—	1,676	1,676
	20%	9,188	599,997	609,186	8,451	583,461	591,913
	35%	—	326	326	—	294	294
	50%	30,091	127	30,219	30,867	286	31,154
	75%	—	75	75	—	80	80
	100%	7,854	74,104	81,959	8,235	101,101	109,337
	150%	—	313	313	115	23	138
	その他	—	62	62	—	36	36
自己資本控除		—	—	—	—	—	—
合 計		47,135	822,787	869,922	47,670	836,584	884,254

(注) 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定め、「適格金融資産担保付取引」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

「適格金融資産担保付取引」とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

「保証」については、非保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公営企業等金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA - またはA 3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

「貸出金と自会貯金の相殺」については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	19年度			20年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公営企業等金融機構及び我が国の政府関係機関向け	—	357	—	—	—	—
地方三公社向け	—	4,421	—	—	4,200	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	12	3,656	—	7	3,668	—
中小企業等向け及び個人向け	—	16	—	—	14	—
抵当権付住宅ローン	—	7	—	—	7	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	—	7	—	—	2	—
合 計	12	8,466	—	7	7,892	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会では、「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル（市場リスク・信用リスク）」において、ディーリング的取引等に係るリスク管理については以下の通りとして、ヘッジ目的以外に行うデリバティブ取引についても同様の管理としています。

保有区分を「売買目的」とする有価証券等については、運用目的を明確にするとともに、運用限度額、損失限度額、ロスカットルールを設定し管理しています。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	19年度	20年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

19年度	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自組合貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	10	35	—	—	—	35
(2) 金利関連取引	34	34	—	—	—	34
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	21	24	—	—	—	24
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	7	8	—	—	—	8
(7) クレジット・デリバティブ	55	62	—	—	—	62
派生商品合計	130	165	—	—	—	165
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		—	—	—	—	—
合 計	130	165	—	—	—	165

(単位：百万円)

20年度	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自組合貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	34	50	—	—	—	50
(2) 金利関連取引	0	0	—	—	—	0
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	9	10	—	—	—	10
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	1	1	—	—	—	1
(7) クレジット・デリバティブ	64	70	—	—	—	70
派生商品合計	110	133	—	—	—	133
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		—	—	—	—	—
合 計	110	133	—	—	—	133

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブはファンドの中で取り組まれており、開示を省略しています。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本

クレジット・デリバティブはファンドの中で取り組まれており、開示を省略しています。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

当会については、投資家として証券化エクスポージャーを取得しており、個別にリスク分析等を行う等、適切に管理をおこなっています。

● 信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

● 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

● 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(1) 当社がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。

(2) 当社が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	19年度	20年度
クレジットカード与信	—	—
住 宅 口 ー ン	—	—
自 動 車 口 ー ン	—	—
そ の 他	925	206
合 計	925	206

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	19年度		20年度	
	残 高	所要自己資本額	残 高	所要自己資本額
リスク・ウェイト20%	500	4	—	—
リスク・ウェイト50%	144	2	65	1
リスク・ウェイト100%	273	10	118	4
リスク・ウェイト350%	7	1	21	3
その他のリスク・ウェイト	—	—	—	—
自己資本控除	202	202	25	25
合 計	1,127	221	231	34

(注) 「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第 225 条第 6 項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるもの、及び自己資本比率告示附則第 13 条の経過措置により適用される上記区分以外のリスク・ウェイトとなるものが該当します。

c. 自己資本比率告示第 223 条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	19年度	20年度
クレジットカード与信	—	—
住 宅 口 ー ン	—	—
自 動 車 口 ー ン	—	—
そ の 他	202	25
合 計	202	25

(注) 自己資本比率告示第 223 条の規定に基づき、格付により自己資本控除になるもの及び信用補完機能をもつ I / O ストリップスによる自己資本控除となった証券化エクスポージャーを記載しています。

なお、「信用補完機能を持つ I / O ストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組みられたもののことです。

d. 自己資本比率告示附則第 13 条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位：百万円)

	19年度	20年度
自己資本比率告示附則第 13 条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	—	—

(注) 自己資本比率告示附則第 13 条とは、平成 18 年 3 月 31 日時点で保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額について、平成 26 年 6 月 30 日までの間、証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセット額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセット額のうち、いずれか大きい額を上限とする措置のことです。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル（事務リスク）」において管理しています。事務リスクの定義として「役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当会が損失を被るリスク」としており、リスクの分類として①事故（システム障害を含む）、②交通事故、③事務ミス に分けています。管理部署は総務部とし、経営に重大な影響を与える不祥事件等、コンピュータ・システム障害についてはその都度、その他の事項については必要に応じて、理事会、経営管理委員会へ報告することとしています。

● オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しております。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に15%を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

● 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、「資産の評価および償却・引当細則」、「有価証券減損処理基準」に基づいて資産査定を行い、適切に償却を実施しています。特に、時価のある株式については「リスクマネジメント要領」、「リスクマネジメントマニュアル（市場リスク・信用リスク）」により管理を行っており、一定基準を下回る銘柄が発生した場合には、回復可能性を判断して、個別に対処方針を決定することとしています。

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	19年度		20年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	4,733	4,733	3,760	3,760
非上場	27,096	27,096	44,045	44,045
合計	31,829	31,829	47,805	47,805

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

	19年度			20年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上場	619	143	—	37	798	135
非上場	—	—	—	—	—	—
合計	619	143	—	37	798	135

(3) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

	19年度		20年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	476	1,395	71	1,661
非上場	—	—	—	—
合計	476	1,395	71	1,661

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

	19年度		20年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	—	—	—	—
非上場	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

8. 金利リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）について、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会においては、構成資産のうち農林中金への系統預金がかなりの運用割合を占めており、金利変動に対して柔軟な構成となっているものの、安定収益確保のため有価証券での運用を一定割合行っております。したがって、金利情勢等を踏まえた市場リスクの適切なマネジメントは必要不可欠となっております。

体制としては、ALM委員会において収支シミュレーションの実施、アロケーション方針の決定等を行い、リスク管理委員会においてモニタリング・検証を行っています。また、ALM委員会については企画管理課、リスク管理委員会についてはリスク管理課がそれぞれ主管しています。

● 金利リスクの算定方法の概要

当会では、金利リスク量の算定に当たっては分散共分散法によるVaR（信頼区間99.00%、保有期間1年）の計測を行っており、各リスクファクター間の相関を考慮し、市場統合VaRを算出しています。

算出は四半期毎に行っており、リスク管理委員会で協議のうえ、理事会へ報告しています。

なお、20年度末における当会が認識する市場統合VaRは10,051百万円です。

対象資産

（資産科目）預金、貸出金、有価証券、金銭の信託、買入金銭債権

（負債科目）貯金、借入金

なお、過去5年間の計測期間において1%の確率で起こりうる金利変動（1%タイル値、99%タイル値）による金利リスク（=アウトライヤー基準に基づく金利リスク）は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	19年度	20年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減	△ 6,468	△ 8,357

ご参考

【府内JAバンク会員のご紹介】（平成21年6月30日現在）

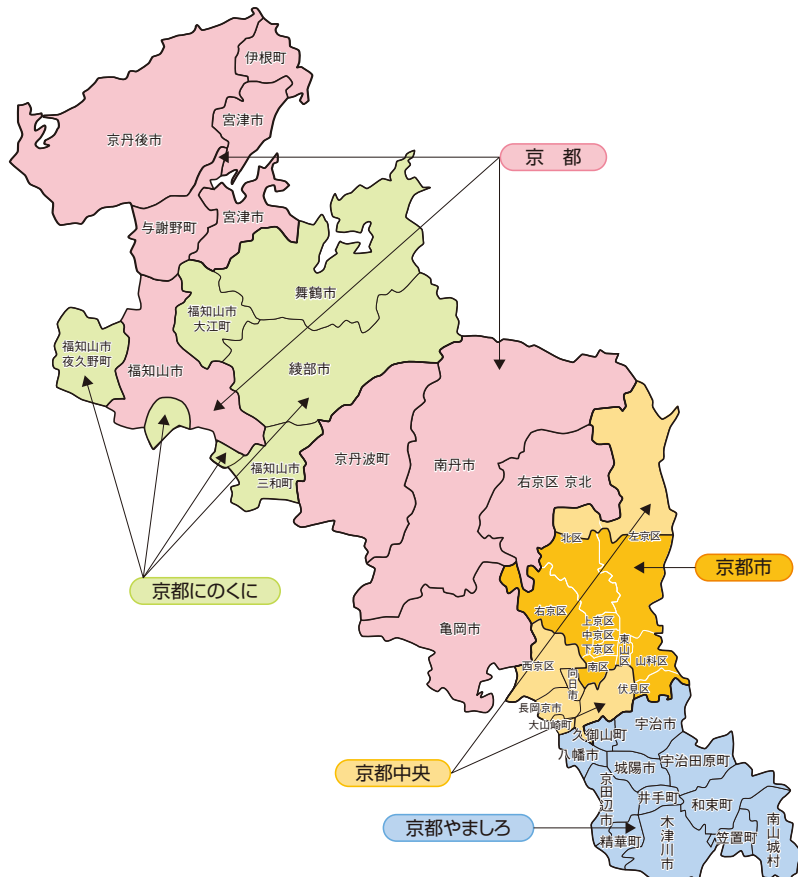
● 府内JA

JA名	郵便番号	住 所	電話番号	店舗数	ATM台数
京 都 市	615-0046	京都市右京区西院西溝崎町24	075-314-5631	17	16
京 都 中 央	617-0826	京都府長岡京市開田4-14-8	075-955-8571	19	17
京都やましろ	610-0331	京都府京田辺市田辺鳥本1-2	0774-62-1200	20	37
京 都	621-0806	京都府亀岡市余部町天神又2	0771-22-5505	31	57
京都にのくに	623-0053	京都府綾部市宮代町前田20	0773-42-1811	14	24
5 J A		計		101	151

● 当 会

店舗名	郵便番号	住 所	電話番号	A T M台数
本 店	601-8585	京都市南区東九条西山王町1	075-681-2412	1
事務センター	612-8451	京都市伏見区中島北ノ口町6	075-602-7511	1

京都府内農業協同組合一覧図





「JAバンク相談所」のご案内

JAバンクは、お客様の声を誠実に受け止めます。

JAバンク相談所の ご案内

「JAバンク相談所」は、JA等の信用事業に関する利用者の皆さまの苦情をお受けし、公正・誠実な立場から円滑な解決が図られるよう、京都府農業協同組合中央会が設置・運営している機関です。

「JAバンク相談所」は、利用者から苦情の申し出があった場合には、これを誠実に受け付け、利用者の了解を得たうえで、JA等に対して申し出のあった苦情の迅速な解決を求めることとしています。

JA等の信用事業に関するお取引でお困りの場合は、ご遠慮なく「JAバンク相談所」へ申し出ください。

JAバンクグループの第3者機関

京都府JAバンク相談所

所在地 ◆ 京都市南区東九条西山王町1番地 京都JA会館4階
(京都府農業協同組合中央会内)

受付時間 ◆ 月～金曜日 午前9時～午後5時
(金融機関の休業日を除く)

電話番号 ◆ 075-693-2105

イ. 概況及び組織に関する事項

- (1) 業務の運営の組織・・・・・・・・・・ 16
- (2) 理事、経営管理委員及び
監事の氏名及び役職名・・・・・・・・ 17
- (3) 事務所の名称及び所在地・・・・・・・・ 17
- (4) 特定信用事業代理業者・・・・・・・・ 17

ロ. 主要な業務の内容・・・・・・・・・・ 20

ハ. 主要な業務に関する事項

- (1) 直近の事業年度における
事業の概況・・・・・・・・・・ 9
- (2) 直近の5事業年度における
主要な業務の状況を示す指標・・・・・・・・ 48
 - (i) 経常収益
 - (ii) 経常利益又は経常損失
 - (iii) 当期剰余金又は当期損失金
 - (iv) 出資金及び出資口数
 - (v) 純資産額
 - (vi) 総資産額
 - (vii) 貯金等残高
 - (viii) 貸出金残高
 - (ix) 有価証券残高
 - (x) 単体自己資本比率
 - (xi) 剰余金の配当の金額
 - (xii) 職員数
- (3) 直近の2事業年度における
事業の状況を示す指標・・・・・・・・ 49

ニ. 業務の運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制・・・・・・・・・・ 7
- (2) 法令遵守の体制・・・・・・・・・・ 4

ホ. 直近の2事業年度における財産の 状況に関する事項

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び
剰余金処分計算書・・・・・・・・・・ 30
- (2) 貸出金・・・・・・・・・・ 50
 - (i) 破綻先債権に該当する貸出金
 - (ii) 延滞債権に該当する貸出金
 - (iii) 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金
 - (iv) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金
- (3) 元本補てん契約のある信託に係る
貸出金の状況・・・・・・・・・・ 54
- (4) 自己資本充実の状況・・・・・・・・・・ 58
- (5) 取得価額又は契約価額、
時価及び評価損益・・・・・・・・・・ 55
 - (i) 有価証券
 - (ii) 金銭の信託
 - (iii) 取引所金融先物取引等
 - (iv) 金融等デリバティブ取引
 - (v) 有価証券店頭デリバティブ取引
- (6) 貸倒引当金の期末残高及び
期中の増減額・・・・・・・・・・ 54
- (7) 貸出金償却の額・・・・・・・・・・ 54